

第4回世羅町議会臨時会会議録

令和5年11月24日

第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第4回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和5年11月24日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第72号 | 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例 |
| | 議案第73号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費
用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

6番 田原賢司 7番 藤井照憲

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(3名)

町長 奥田正和 副町長 金廣隆徳
総務課長 広山幸治

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(2名)

事務局長 黒木康範 書記 追林威宏

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、議場でのマスクの着用は個人の判断としておりますので、ご了承願います。

また、議場の定期的な換気を行います。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和5年第4回世羅町議会臨時会にあたりましてご挨拶申し上げたいと思います。

まず、世羅町もかなり寒くなってまいりました。先般、初雪も降りましたけれども、今後においては路面凍結等にお気を付けいただき、また交通事故等のないようお身体にもご自愛いただきたいと思います。

先般開かれました「中国実業団駅伝競走大会」、地域の方にもお世話になり、世羅町もしっかりテレビのほうでも放映いただきました。駅伝の町としてですね、世羅町もしっかりPRできていると思います。また来月にはですね、世羅駅伝、甲山駅伝、そして年を開けますと世羅西駅伝なり女子駅伝というふうが続いていくわけでございます。これまで役員の方はもとよりですね、多くの方にお世話になるわけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

実は昨日は「こんにちはコウノトリ」と題して、シンポジウムが開かれたところでございます。約200名の方のご来場いただいておりますけれども、そのなかでも兵庫県豊岡市から市を挙げてですね、そういったコウノトリの保全活動に取組みをいただいている方のお話を聞くことができました。学ぶことが多くございましたし、なおかつ、生物多様性という観点の中においては、世羅町もですね、今後まだまだ取組みが必要な部分を感じたところでございます。

まずコウノトリというだけではなくてですね、さまざまな希少動植物が世羅町にもございます。地域の方で守っていただいておりますけれども、やはり教育の題材としても活用いただくなかで、また、世羅町としての今後の環境のあり方で農業の関係、そしてまた販路等についてもいろいろとご提言をいただいたところでございます。今後ともしっかりとそういった面をですね、一緒に考え

させていただければと思います。また、26日にはですね、世羅町文化協会甲山支部の「文化のつどい」等が開催されます。こういったイベント多く開催していただくこととなってございまして、是非少しでも足を運んでいただきたいと思います。

また、先般今高野山でも「大田庄まつり」といったようなちょうど紅葉の季節となって、多くの方にご来場いただいております。さまざまな課題もございましてけれども、町もですね、そういった観光の分野においてももしっかり取組んでまいりたいと思います。

本日の臨時会におきましては、2議案提出させていただいております。職員の給与に関する案件、また会計年度任用職員さんのですね、期末報酬等に関わること等がですね、人事院勧告に基づく中での取組みでございまして。慎重審議いただくなかで何卒ご決定いただきますように、よろしくお願い申し上げます。以上でございまして。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより令和5年第4回世羅町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番 田原 賢司議員、 7番 藤井 照憲議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって会期は、「1日間」と決定しました。

日程第3 議案第72号 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） おはようございます。議案1ページをお開きください。

議案第72号

世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の給与に関する条例（平成16年世羅町条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月24日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

令和5年の人事院勧告に準じて給与の改定を行うため、世羅町職員の給与に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。何点かお尋ねしたいと思うんですが、人事院勧告に基づいてという説明でありましたが、それぞれアップ率がただいま説明をい

ただきましたが、たとえば例として1級の場合、5.2%という説明であったわけですが、この1級、特に高校あるいは大学を卒業して就職した場合の最初、経験等除いて大体、初任給がどの位くらいに引き上げられるのか。それと会計年度任用職員についての考えはこれまでもお尋ねしてきておるところですが、職員に準じて引き上げていくということだとは思いますが、非常に正職員との差があるわけで、ここらも当然、仕事の内容等によって差が出るのは認めるわけですが、アップ率とそれぞれ職員も同じと言えれば同じですが、会計年度任用職員の待遇改善も一定に進める必要があるのではないかというように思います。これらについて、併せて特別職については引き上げないということであるかと思いますが、考えはどのように持っておられるのか、以上についてお尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 3点についてご質問いただきました。

まず1点目の初任給に当たる部分についてのご質問でございます。改定表の2ページにございます給料表でございますけれども、高校卒業の初任給につきましては1級の第5号15万4600円を改正後で16万6600円ということで、引き上げは1万2000円の引き上げとなっております。

大学卒業等の初任給につきましても同様に1万2000円の引き上げの改定を行うことといたしております。平均で5.2%の1級の改定でございます。

2点目の会計年度につきましても、後程ご提案のほうさせていただきます。一般職と同様の給料表を用いることとして、給与の改定をお諮りしようと考えております。

特別職でございますけれども、特別職につきましても、勧告といったものはございませんので、個別に検討していくものでございます。報酬等審議会に諮るなど、さまざまな状況を踏まえて別に考えていくものでございまして、物価等上昇、それから各賃金等の上昇等踏まえて総合的に判断をしていかなければならないものとして捉えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 特別職について別に検討するという意味かと思うんですが、それぞれいろんな条件というか、仕事があるわけですが、そういうなかで職員だけでいいんだという考えはどうなのか。特に0.3ということですから、5級についてほとんどあまり変わらないという点から言えば、変わらんということになるんかもしれませんが、それぞれの仕事の内容に応じて、責任に応じて、やはり改定を検討する必要があるんじゃないかというように思いますし、提案は先ほど一部説明をされたので率だけについては、1.1という率で同じというような答弁であったかというように思うんですが、基本が非常に差があるわけで、そういうなかでその考え方もいるんじゃないかということで併せてお尋ねしたんですが、議題にはなっていないというのは認識しておりますが、先ほど来一定の説明もあったということでお尋ねをしたんです。そのなかで期末手当の0.1の引き上げについてですが、調整をするために引き下げるというようなことも言われたんですが、年に2回の期末手当の引き上げに伴うですね、これまでの月額に対していくらの引き上げをそれぞれ予定をしているのか。先ほど説明はいただいたんですがね、十分その点が理解できないので、再度お尋ねをいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えをいたします。まず、特別職についての改定につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、職員につきましてはコロナ等の影響、それから民間の動向を反映させる形です。令和3年の人事院勧告では引き下げが勧告されており、その後2年にわたって徐々に引き上げが行われているということで、増減が生じている状況でございます。こうしたことも含めて度重なる改定というのは特別職については行うべきではないかというふうな認識を持っておりますけれども、先ほどの答弁とおり、さまざまな状況をですね、その時点で多様に、それから期間的にも長い期間で考えていく必要があるかというふうに考えてございます。

それからもう1点、ボーナス、期末勤勉手当でございますけれども、トータルの月数といたしまして、現在、期末が全部で2.4月、それから勤勉が2か月ということで4.4月でございます。これを今回の人事院勧告で0.1月分引き上

げるといふことで、それぞれ 0.05 の引き上げといふことで、期末につきましては、2.4 から 2.45 に。勤勉手当につきましては、2.05 に引き上げるといふ対応をしております。合計で 4.5 月分に引き上げるものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6 番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○6 番（田原賢司） 今回の条例改正です、在宅勤務手当、こちらの手当について、国や県なら業務とすればですね、在宅でできる業務があるかと思うんですが、なかなか市町において在宅勤務手当、むずかしいかと思ひます。どういった業務を想定されておるか。またそれに伴ってですね、もしするのであれば、ほかの条例や規則等に影響があるかと思うんですが、そういった想定はどのようなことを想定されておるか教えてください。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 在宅勤務等手当についてのご質問にお答えいたします。この手当につきましては、提案の際にご説明いたしましたとおり、在宅、テレワーク等の在宅勤務を行う際の光熱水費等の負担であったり、に配慮した新たな手当でございます。国、それから県等におかれましては、具体的にテレワーク、在宅での勤務等ということが行われる部分もでございます。本町におきましてはご質問のとおり、実際の在宅勤務ということは行っておりません。と申しますのも、やはり勤怠管理であったり、またセキュリティ的に情報をどう取扱うかといったものもでございます。また、小規模の自治体において導入が進んでいないといった点につきまして、1 人の職員がですね、さまざまな分野の業務を受け持って勤務を行っているといった実態からなかなかテレワークを中心に勤務をしていただくといったことが行いづらいつい実態がでございます。今回、手当を新設といふことでございますけれども、実際のテレワークを行う際には、先ほど申しました情報の取扱い、それからパソコン等の使用をどうしていくか。また、実際テレワークを何日以上した場合には通勤手当をどう調整していくかといったような、さまざまな取決めが必要になってまいります。ご指摘いただきますとおり、その際には規則等で細かに定めていく必要もあつ

すので、まずは今回手当等をまず条例に設定し、運用にあたっては子細を詰めていくといった検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 今日、企画課長が出席されていないわけですが、町長、副町長の考えをお尋ねしたいと思います。

自治センター職員の手当について会計年度任用職員の期末手当等を勘案してやるから、基本の給与は考えないんだということが4、5年前にありました。そのことについて、要するに今後そういう自治センター職員の給与を、会計年度任用職員と同じようにされるのかどうか、考え方を教えてください。

○議長（米重典子） 久保議員、本議案は町職員の

▼【久保議員：「それはわかっとなるから、準じてやるからという今までの話だったから、それに関係して言よるわけです。前もって言ったでしょ。企画課長がおられんから、町長、副町長の考え。今後の考えを。自治センター職員。だから横やり入れるなど今朝言うたでしょうが。」】

○議長（米重典子） 横やりではありません。質問の趣旨が違うのではないかと申し上げてます。

▼【久保議員：「違わんよ。関連しとるじゃないか。何を言よるんな。」】

○議長（米重典子） 町職員の給与条例の改正です。

▼【久保議員：「だから関係して言よるんでしょ。関係して。」】

○議長（米重典子） そのことについてはまたの機会にさせていただきたいと思いますが。

▼【久保議員：「説明がありやせんじゃないか。」】

○議長（米重典子） どうですか。

▼【町長：「答えたほうがいいですか。答えてもいいですよ。」】

○議長（米重典子） じゃあ、お願いします。

▼【「議事進行」というものあり】

▼【久保議員：「何でいけんのんか。関連してやる言うて今まで言うとなるから言よる。」】

○議長（米重典子） 久保議員、ほかのところで説明を受けていただきたいというふうに私からは申し上げましたけれども、本議案とは、

▼【久保議員：「職員の給与に準じてやるという今までの話だったから言よるんです。」】

○議長（米重典子） そのことについては今回の条例改正とは関係ないのではないかというふうに思います。

▼【久保議員：「職員の給与の条例改正あるじゃないか。何を言うとするんじや。」】

▼【「議事進行」というものあり】

▼【久保議員：「今までのに関連して言よるんよ。何言よるんな。」】

○議長（米重典子） 今の発言はちょっとおかしいと思いますけれども。議長の判断で申し上げております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） どういうご意見でしょう。7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議事進行をお願いします。

○議長（米重典子） それではただいまの質問については本議案とは直接の関係がございませんので、議長においてそういうふうに判断をさせていただきます。申し訳ありませんが、議事を進めさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、議案第72号 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第73号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案11ページをお開きください。

議案第73号

第1号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年世羅町条例第16号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月24日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

令和5年の人事院勧告に準じて報酬等の改定を行うため、第1号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。1号、2号それぞれ会計年度任用職員の率については、職員に準じたという説明で、それを参考にされるのは当然かもしれませんが、最初に議案の中でも考えについては申し上げたんで繰り返しません、やはりこの改定に伴っているいろんなことに影響が出るわけで、ただ会計年度任用職員についても給料表定めているので、それで改定するんだという考え方も理解はできますが、先ほどの説明等もですね、町長、副町長の考えを尋ねられた

ので、当然答える必要があるというように思うんですが、ここでお尋ねしたいのは、2号会計年度任用職員について、一定期間、5年とか10年、ずっと引き続いて頑張っておられる人、どういうものがどういう実態になっておるかというのは十分把握をしておりませんが、長期にわたって保育士とかそのほかいろんな職員等が会計年度任用職員、前どう言よったんですかね。固定給で改正があれば引き上げをするというような感じであったというように思うんですが、それに比べれば一定の改善はされておるわけですが、具体的にですね、たとえば10年以上にわたって同じような仕事をしておって最初の初任給をお尋ねしましたが、1級、2級という2つの分かれて一番下というか、改正前が19万8500円が20万8000円ですか。そうするとわずかに1万円は上がっておるんですかね。というような状況ですが、率という考え方で説明をされるんですがね、どういう、たとえばのことで、初めて会計年度任用職員になって、基本的な年数はあるんかどうかは知りませんが、基本は毎年変えるということかもわかりませんが、自治体によっては3年位、任期が近づくと次に採用してもらえるかどうかわからん。また、

○議長（米重典子） 矢山議員に申し上げますが、本議案の条例改正の中身についての質疑でありますので、要点をはっきりしていただきたいと思えます。

○4番（矢山 武） そういうことで、そういう現状があるんで、任期が近づくと、次はやめないといけんかもわからんということのを常に、それは評価して決めるんだということですね、3月なら3月にこれで終わりですと言われて、次に仕事を探すということになるわけですね。そういうことは、そりゃ、必要のない職員を雇ってどうこうせえという意味じゃないですが、やはり非常に不安な中で仕事をされておるといことはまちがいないわけなんで、そういう点はどういう条件になるのかね、具体的に初めて会計年度任用職員になっていろんな経験もあるとしてもですね、基本的にどういう条件で1級ないしは2級を決めていくのか。これらの状況によって私は、率だけ同じであれば条件は変えんという考え方はどうかということでお尋ねいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご説明いたします。まず、会計年度任用職員の報酬

改定でございます。提案説明にございましたように、一般職と同一の給料表を用いる形で改正をさせていただいているところでございます。この給料表でございますけれども、この会計年度任用職員の制度が導入されました当時でございますけれども、5年程度のですね、継続しての勤務を想定した給料表ということで承知しております。長期間にわたって勤務をお願いしている方も多々ございまして、そういった継続してお願いさせていただいている勤務者につきましては、昇給の扱いが新たに導入されてございます。この給料表でございますけれども、次年度において継続して勤務をお願いする場合には、昇給をして賃金が上がっていくといった仕組みを取っているところでございます。

また、この1級と2級でございますけれども、1級につきましては基本的に、通常の行政業務をお手伝いいただくと。2級につきましては専門的な知識を必要とする分野について勤務をお願いする方に限っているといった運用をしているところでございます。

また、雇用におきまして、あくまで会計年度任用職員ということで期間を区切り、そして勤務労働条件を明示したうえで、雇用をしていくといった形にはなっておりますけれども、引き続き勤務をお願いする場合には先ほど申しました昇給等、それぞれの勤務労働条件をですね、改善するような手立てを行っているところでございます。以上でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 今回の会計年度任用職員のところでですね、1の1、改正前の1の1ですよね。こちらに該当する方がいらっしゃるかどうか。12月1日施行ということで、若干10月1日の最低賃金の改定のとときからいうと、若干下ぶれになっております。そこで該当者がいるかどうかという点を教えていただきたいのと、なければ支障はないと言っちゃいけないのんですが、あった場合は12月1日施行というのは問題があるのではないかという点とですね、この会計年度の表のほうで言いますと、先ほど説明があった昇給のところ、週30時間以上勤務の方ですと、年に4号昇給してまいります。したときに1の1からスタートして4つ足していってずっと年々上がってくると。2の1について

も同様な運用になってくるんですが、したときに、施行から5年経っております。表で言うと、いっぱいの状態と。更新された方につきましては、次の昇給の位置づけがないよといったところになっているかと思えます。当時、導入するときにですね、この表については、制度の導入にあたってはたちまち5年といったところで、先ほど総務課長がおっしゃられたとおりのことで、やってもらったわけですが、この運用については労使で今後検討していくといったことで妥結しておったかと思えます。今後のこの表の運用の有り様、今後ますます人財不足になっていくかと思えます。引き続いてそういったスキルを持った方ですね、来ていただこうと思えば、次の運用表のですね、改定が必要ではないかと思うんですが、その点のところをお願いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。まず1点目、給料表の1級1号の該当者でございます。この1級1号に該当する方は、今ございません。と申しますのも、これまで最低賃金等の改定も行って来るなかで、運用を改めております。特別昇給等をつける形で運用しておりますので、1の1につきましては、表にはございますけれども、当てはめて支給をしている方はございません。

2点目、この表でございます。ご質問のとおり5年想定ということで当初作った表でございます。上限まだ達している方はいらっしゃいませんけれども、間もなく上限まで支給がいつてしまうというところが近づいているところでございます。この点につきましては、改めてですね、本定例会において継ぎ足すような形でですね、お諮りをしていきたいというふうに考えているところでございます。近隣の状況等も把握しながらですね、検討してまいりましたけれども、一般職と同じ給料表を用い、また5年という形で区切ることなくですね、行政職と同じ給料表を使っている自治体等もございましたので、そういった状況を把握しながら、テンまで職がいつてしまうということを、そこで頭打ちになるというようなことのないようにですね、検討して、この12月での定例会にお諮りしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） （挙手）

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） はい。ちょっと私のほうから1点。人事院勧告に基づく給与ベースアップというのは致し方ないものもあるかと思えますけれども、今、世の中ではまだまだ中小零細企業、こうしたところでは全くベースアップもなっていない中、増税をされていると。非常に住民も厳しいなかではございます。そうしたなかのこういったベースアップ、先ほど来ありました1800万、また今回会計年度に至っては500万、トータルで2300万円のベースアップが行われようとしております。この表を見るなかで1点お尋ねいたします。たぶん2年前か3年前に同じくそのときは減額の人事院勧告に基づく減額ということでご提案いただきました。議会のほうからも職員に関しては勿論、世の中と合わせていくためにこうした減額、勿論増額もそうですが、致し方ないという判断ではございましたけれども、この会計年度任用職員に関しましては、制度がこれまでの給与とは移行して会計年度になったというところでもととの設定よりベースがダウンしておるというところも含めて、会計年度任用職員に関しての減額はだめだという議会の意思を示したと思っておりますが、今回の新旧対照表を示されておる執行部からの提案を見ますと、この職員給料表、行政職員給料表と全く一緒であります。ということは議会が示した意思というのは無視されたということではよろしいんですか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今回の人事院勧告でございますけれども、民間との比較を行ってその差を改善するというところで引き上げの改定でございます。議員ご指摘いただきますとおり、令和3年の人事院勧告におきましては、引き下げの勧告がなされました。そのとき行政職員につきましては、給料表、それから一時金についても引き下げ。会計年度任用職員については期末手当の支給月の減額は行われたいという決定をいただいたところでございます。この当時の月数でございますけれども、会計年度任用職員の月数2.55を2.4に下げるというマイナス0.15でございました。これを行わないという判断をいただいております。現在も2.55月の支給をしております。今回の

令和5年の人事院勧告における一般職の期末手当は2.45への改定でございますので、それをすでに上回っている支給を行っておりますので、今回の改定においては会計年度の手当については行わないという判断をしているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第73号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた 条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、 字句、 数字、 その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和5年 第4回世羅町議会 臨時会を「閉会」いたします。

（起立・礼）

閉 会 9時50分